

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付け健水発第1010001号）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後（新）	改正前（旧）
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)関係 1～3 (略)</p> <p>4 第16条関係(健康診断)</p> <p>(1) 病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌及びパラチフス菌を対象とし、必要に応じてコレラ菌、<u>腸管出血性大腸菌(0157等)、赤痢アメーバ、サルモネラ及びノロウイルス等</u>について行うものとし、急性灰白髄炎(小児麻痺)、流行性肝炎、泉熱、<u>感染性下痢症及び各種下痢腸炎</u>にも注意すること。</p> <p><u>(2) 水道施設所在地近傍において腸管出血性大腸菌(0157等)感染症やノロウイルスが流行した場合や、対象とされる感染症の流行している地域に水道業務に従事する者が渡航した場合には、本人や本人と同居する者に対して発熱・下痢等がないことの確認を行うこと。発熱・下痢等の症状が見られる場合には、必要に応じて臨時の健康診断を行うこと。</u></p> <p>(3) 病原体検索は、主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行うこと。</p> <p><u>(4) 水道法第21条第2項で定める健康診断に関する記録の保存期間は実施日から起算して1年間とされているが、記録がない状態を避けるため、少なくとも次の健康診断の結果が得られるまでは記録を破棄しないこと。</u></p> <p>5 (略)</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)関係 1～3 (略)</p> <p>4 第16条関係(健康診断)</p> <p>(1) 病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌及びパラチフス菌を対象とし、必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行うものとし、急性灰白髄炎(小児麻痺)、流行性肝炎、泉熱、<u>感染性下痢症及び各種下痢腸炎</u>にも注意すること。</p> <p>(2) 病原体検索は、主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行うこと。</p> <p>5 (略)</p>

以下、略